

昭和九年度運動方針草案書

吾が組合は創立してより茲に四ヶ年吾黨は吾が組合の指導精神に立脚して一路労働大衆の経済的利益の爲めに善戦健闘して來たのであるが我等は光運ある幾多の戦跡を積み優越せる實力を獲得するに至つた、今日迄の歴史的過程を顧みて我等が指導理論に於ては實踐的業績に於ても明らかに勝利の前進を續けつゝある事を確信するものである我等は我が組合が九州に於ける代表的労働組合たる地位に鑑み今後に於ける責任の重大なる事を痛感するものであるが、我等は茲に第四回大會に際し我が組合の理想の正しき前進の爲に左の運動方針大綱を宣明するものである

(一) 我が組合全員は我が組合の指導精神を明確に把握すると共に日常の實踐的運動過程に於ても此れを完全に體現しなければならぬ

(二) 労働組合本來の日常闘争に於ては最も果敢に遂行しなければならぬ

イ、賃金値上に對し徹底的なる抗争を續けなければならぬ、最低賃金一圓六十錢の確立を要求し本年度の最も重大なる闘争題目としての賃金問題は争議等の場合に充分考慮しなくてはならぬ

ロ、解雇手當の制度あるも二三の大手筋の炭坑にか過ぎぬ然かも都會の労働者に比較ならぬ底額である大分は豫告手當と歸郷旅費を支給するに過ぎぬ事更に内規を設け違反者に對しては一錢も支給しない炭坑が多い、我が組合は解雇反對増額賃金のスローガンを先頭に掲げて闘はねばならぬ。生活費軽減についても又舍宅料電燈料値下げ、電球無料引替購買會生活必需品値下げ等にも機會ある毎に闘はねばならぬ